平成３０年（フ）第５４号
長野県埴科郡坂城町大字坂城5488番地１
債務者　蒲原　和正
１　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大島　　忍
４　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月５日午後１時35分
６　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第１２４２号
横浜市港北区高田西５丁目１番１―104号
債務者　建部　守彦
１　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川添　啓明
４　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月10日午後１時40分
６　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０号
長崎県平戸市鏡川町809番地、従前の住所長崎県佐世保市大和町99番地１
債務者　尾崎　　保
１　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　　亮
４　破産債権の届出期間　平成30年７月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月14日午後２時
６　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成３０年（フ）第２３０号
静岡県磐田市豊浜3787番地１
債務者　上山美砂江
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩田　祐志
４　破産債権の届出期間　平成30年７月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月11日午後３時
６　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２５１号
静岡県浜松市南区西島町103番地　ケアハウス西島516号室
債務者　枡谷　清治
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安間　俊樹
４　破産債権の届出期間　平成30年７月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月11日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第７２３号
東京都町田市高ヶ坂５丁目４番１号
債務者　原田　史弘
１　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤森　一樹
４　破産債権の届出期間　平成30年７月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月12日午前11時
６　免責意見申述期間　平成30年９月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第７２４号
東京都町田市高ヶ坂５丁目４番１号
債務者　原田　好子
１　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤森　一樹
４　破産債権の届出期間　平成30年７月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月12日午前11時
６　免責意見申述期間　平成30年９月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５５号
富山県砺波市表町12番11号、前住所富山県砺波市表町５番17号
債務者　吉田　一也
１　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鍛治　富夫
４　破産債権の届出期間　平成30年８月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月13日午後２時
６　免責意見申述期間　平成30年９月12日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第７４０号
東京都多摩市永山６丁目18番地の10
債務者　小櫛　大吾
１　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　衣里
４　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月14日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第７３３号
東京都八王子市椚田町559番地４グリーンアルカディア101号
債務者　石井　　清
１　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　倉橋　博文
４　破産債権の届出期間　平成30年７月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月25日午後１時40分
６　免責意見申述期間　平成30年９月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第８８号
兵庫県伊丹市南町２丁目１番20―306号
債務者　綾井　芳博
１　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾崎　悠吾
４　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午前10時50分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第７３号
福島県郡山市中田町柳橋字町496番地
債務者　宗像　義市
１　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲葉　裕之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第２０４号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目33―14　山下マンション405、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市中央町５番地の41　東カンマンション410号
債務者　上原　一夫
１　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　大観
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月22日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第２１２号
鹿児島県鹿児島市明和１丁目23番18号
債務者　岩村　　弘
１　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増山　洋平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月22日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第６１号
兵庫県明石市魚住町清水533番地の５　オレンジタウン魚住307号
債務者　戸田　臣明
１　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡部　秀樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月18日午後１時10分
５　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係